



平成 28 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 遠山 誠司  
(コード：8600 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 高橋 邦明  
(TEL. 087-812-0102)

### 基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月開催予定の第 6 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日後に、当社と株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といいます。）との間の株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により当社の普通株式を取得する者に対して、本株式交換の効力が生ずることを条件として、下記のとおり、本定時株主総会における議決権を付与することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 議決権を付与する株式

本株式交換により交付する当社の普通株式

(参考) 本株式交換により交付する当社の普通株式の数 11,297,719 株 (予定)

(注) 上記の本株式交換により交付する当社の普通株式の数は、平成 27 年 12 月 31 日現在の大正銀行の発行済株式総数 (24,352,823 株) 及び大正銀行が保有する自己株式 (108,789 株) に基づいて算出したものであり、変動することがあります。

#### 2. 議決権を付与する理由

平成 27 年 9 月 15 日付の「トモニホールディングス株式会社と株式会社大正銀行の株式交換契約締結に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、大正銀行を株式交換完全子会社とする本株式交換を行う予定です。

つきましては、当社は、本株式交換の趣旨に鑑み、本定時株主総会において、本株式交換により当社の普通株式を取得する大正銀行の株主に対しても議決権を付与することが、本株式交換の趣旨に合致するものであると判断し、会社法第 124 条第 4 項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日 (平成 28 年 3 月 31 日) 後に本株式交換により当社の普通株式を取得する株主に対しても議決権を付与することといたしました。

なお、このような議決権の付与は、当社と大正銀行との間で締結した平成 27 年 9 月 15 日付株式交換契約第 4 条第 2 項に基づくものです。

以 上